

# 静岡県グリーン・ツーリズム協会規約

## (名 称)

第1条 この協会は、「静岡県グリーン・ツーリズム協会」(以下「協会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 この協会は、会員の自由な発想に基づく持続可能な活動や、会員の自立を助け。会員相互の連携と協働で、地域資源を活用した農林漁業体験等の実践活動を推進するなど発展性のある活動を行うことによりグリーン・ツーリズムを普及し、農山漁村地域の活性化に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市と農山漁村との交流の促進
- (2) 会員の活動等に関する情報の発信
- (3) 会員相互の交流及び会員のための事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

## (会 員)

第4条 この協会の会員は、正会員と賛助会員の2種類とする。

- (1) 正会員は、この協会の目的に賛同して入会した体験施設等や直売施設等を運営する個人又は団体とする。
- (2) 賛助会員は、この協会の目的に賛同し、その事業を賛助するため入会した個人又は団体とする。

## (入 会)

第5条 この協会に入会しようとするものは、様式1の入会申込書を、所属する地域の支部長を経由して会長に提出し、会長の承認をえなければならない。

- 2 支部長は入会申込があった場合、申込者の会員としての適否を速やかに、また、適正に審査したうえで、その旨を付して会長へ提出するものとする。
- 3 支部長が入会することが不相当とする場合は、会長は、付された意見等を検討し、入会を認めるか否かを判断するものとする。
- 4 会長は、入会を認めないときには、速やかにその理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知するものとする。

## (会 費)

第6条 次に定める年会費を、当該事業年度の6月末日までに、正会員は各支部に、賛助会員は協会に、納入するものとする。

- (1) 正会員 運営する1施設当たり10,000円
  - (2) 賛助会員 30,000円(ただし、賛助会員のうち政令指定都市にあっては、60,000円とする。)
- 2 各支部長は、会員から納入があった会費の1/2を、速やかに協会に納入するものとする。

## (会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である組織、団体が存続しなくなったとき
- (3) 施設等が解散若しくは廃業したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 会費を1年以上納入しなかったとき

## (退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、様式2に定める退会届を、各支部長を経由して、会長に提出しなければならない。

## (除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及び協会の規約等に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

## (抛出金品の不返還)

第10条 会員が第7条の規定により資格を喪失したときは、この協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

## (役 員)

第11条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、選考委員会で選任し、総会で承認する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより、この協会の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、協会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、第30条に規定する事務局の業務を執行する。
- 5 監事は、次に定める職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、この協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に総会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を総会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接総会を招集すること

(役員任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第15条 理事及び監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第16条の1 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うため必要とする費用の支払いをすることができる。

(総会)

第17条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、協会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 解散に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 役員を選任及び解任に関する事項
- (6) その他協会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があったとき
- (2) 会員の5分の1以上から、招集の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき
- (4) 第13条第5項第5号後段の規定により、監事が招集したとき

(総会の招集)

第21条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第3号の規定による請求があったとき、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会長があたるものとする。

(総会の定足数及び決議等)

第23条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会の議事は、本規約に規定するもののほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別に利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(役員会の招集)

第25条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第26条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

4 理事会の議決について、特別に利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(専決処分)

第27条 会長は、緊急に処理すべき案件が生じ理事会を招集することができないときは、その議決すべき事項に専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを理事会において報告し、その承認を求めなければならない。

(専門部会)

第28条 協会は、第3条の事業を円滑に実施するために、企画立案等を担当する専門部会を置くことができる。

(1) 専門部会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(2) 専門部会は、各支部から一名ずつ選出された専門委員8名により構成し、支部長が専門委員を兼ねることができる。

(3) 専門部会は、必要に応じ小グループ、班体制での活動も行うものとする。

(4) 専門部会で検討された企画・立案については、理事会の了解を得た後に実施できるものとする。

(支 部)

第29条 協会は、円滑な事業推進のため、別表に定める支部を置くことができる。

2 前項の支部は、別表に定める所管地域に属する会員を所管する。

3 前項の規定にかかわらず、特別な事由があり、会員の申し出がある場合は、当該支部協議の上、他の支部の所管とすることができる。

4 支部の運営については、支部に所属する正会員で定めることができる。

(事務局の設置等)

第30条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、第13条第4項の規定により、専務理事のところに置く。

3 事務局員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会において定めることができる。

(会計年度)

第31条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第32条 協会の経費は、負担金、会費、助成金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第33条 この規約に定められているもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成15年3月18日より施行する。
- 2 この協会の設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 3 この協会の設立当初の会計年度は、第30条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。

(附 則)

- 1 この規約は、平成19年6月21日から施行する。

(附 則)

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。



別表1 支部の名称及び所管地域

| 支部の名称  | 所管地域   |
|--------|--|
| 伊豆支部   | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町                     |
| 東部支部   | 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、長泉町、小山町 |
| 富士支部   | 富士市、富士宮市                                       |
| 中部支部   | 静岡市  |
| 志太榛原支部 | 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町                      |
| 中遠支部   | 磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町                        |
| 北遠支部   | 浜松市天竜区(旧天竜市、旧春野町、旧瀧山村、旧佐久間町、旧水窪町)              |
| 西部支部   | 浜松市(天竜区を除く)、湖西市                                |



様式1

◇ 入 会 申 込 書 ◇

静岡県グリーン・ツーリズム協会長 様

私は、協会の目的に賛同し、ともに活動するために（正会員・賛助会員）として入会を申し込みます。

令和 年 月 日

申込者 名 称 \_\_\_\_\_  
 所 在 地 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

|         |  |
|---------|--|
| 名 称     |  |
| 所 在 地   |  |
| 代表者氏名   |  |
| 担当部課名   |  |
| 担 当 者 名 | (ふりがな)                                   |
| 連 絡 先   | 電話                                       |
|         | FAX                                      |
|         | E-mail                                   |
|         | WEB                                      |
| 事 業 内 容 | (正会員のみ)                                  |
| そ の 他   | (団体の住所等と、事務局等が異なる場合は、その旨や不足する点を記入してください) |

様式2

◇ 退 会 届 ◇

静岡県グリーン・ツーリズム協会長 様

私は、協会を退会したいので届け出ます。

令和 年 月 日

名 称 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)